# I 大気環境

# 1 環境基準等

## (1) 環境基準・指針値

表 1-1-1 環境基準 (二酸化硫黄等)

物質名	環境基準	評価方法	適合状況(平成 30 年度)			
物負名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	計៕力伝	一般局	自排局		
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、か つ、1時間値が0.1ppm以 下であること。	<短期的評価> 1時間値の1日平均値又は各1時間値 を環境基準と比較して評価を行う。	5/5 (短期的評価) 5/5 (長期的評価)	_		
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、 1 時間値の 8 時間平均値 が 20ppm 以下であること。	<長期的評価> 日平均値の年間 2%除外値(1 年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高いほうから数えて2%の範囲にある測定値(365 日分の測定値がある場合は7	-	1/1 (短期的評 価) 1/1 (長期的評価)		
浮遊粒子状 物質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下であり、か つ、1時間値が0.20mg/m³ 以下であること。	日分の測定値)を除外した後の最高値) を環境基準と比較して評価を行う。ただ し、2日連続して日平均値が環境基準を 超えた場合は環境基準は未達成となる。	0/3 (短期的評 価) 3/3 (長期的評価)	2/5 (短期的評 価) 5/5 (長期的評価)		
微小粒子状物質	1年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以 下であり、かつ、1日平均 値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下である こと。	長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。短期基準に関する評価は測定結果の1日平均値のうち年間98%値を代表値として選択して、これを短期基準(1日平均値)と比較する。 長期基準に関する評価及び短期基準に関する評価の両方を達成した場合環境基準達成となる。	3/3 (長期基準に 関する評価) 3/3 (短期基準に 関する評価)	5/5 (長期基準に 関する評価) 5/5 (短期基準に 関する評価)		
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm ま でのゾーン内又はそれ以 下であること。	<長期的評価> 日平均値の 98%値で評価を行う。	11/11 (長期的評価)	5 / 5 (長期的評価)		
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下で あること。	<短期的評価> 測定を行った日についての各1時間値 を環境基準と比較して評価を行う。	0 / 1 0 (短期的評価)	_		

光化学オキシダントについて、全ての局で環境基準不適合となったが、緊急時の注意報の発令基準である 0.12ppm を超過した測定局はなかった。

表 1-1-2 環境基準 (有害大気汚染物質)

物質名	環境基準				
ジクロロメタン	1 年平均値が 150 μg/m³以下であること				
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 200 μg/m³以下であること				
トリクロロエチレン	1 年平均値が 200 μg/m³以下であること				

表 1-1-3 指針値(環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値)

物質名		指針値
アクリロニトリル	1年平均値が	2μg/m³以下であること
塩化ビニルモノマー	1年平均値が	10μg/m³以下であること
クロロホルム	1年平均値が	18μg/m³以下であること
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が	1.6μg/m³以下であること
水銀及びその化合物	1年平均値が	40ngHg/m³以下であること
ニッケル化合物	1年平均値が	25ngNi/m³以下であること
1, 3-ブタジエン	1年平均値が	2.5μg/m³以下であること
ヒ素及びその化合物	1年平均値が	6ngAs/m³以下であること
マンガン及びその化合物	1年平均値が	140ngMn/m³以下であること

#### (2) 硫黄酸化物の排出基準

次の式により算出した硫黄酸化物の量 q [m³/h] (0℃、1atm $^*$ の状態)

 $q~=~\textrm{K}~\times~10^{-3}~\times~\textrm{He}^{2}$ 

(注) K: 札幌では 4.0、山間部等一部の地域(図 1-1-1 中 **)** では 17.5

He:有効煙突高さ[m] ※1atm:標準大気圧 (1013.25 ヘクトパスカル)

### (3) 硫黄分に係る燃料規制基準

表 1-1-4 硫黄分に係る燃料規制基準 (大気汚染防止法及び札幌市生活環境の確保に関する条例)

対象施設	規制期間	硫黄含有率	
∧ 地域に効果さんでいる社界色板が	10月1日から翌年3月31日まで	0.5%以下	
A地域に設置されている法対象施設	4月1日から9月30日まで	0.8%以下	
A地域に設置されている条例対象施設	· 泽在:	0.00/1217	
A地域以外の札幌市域内に設置されている法・条例対象施設	通年	0.8%以下	

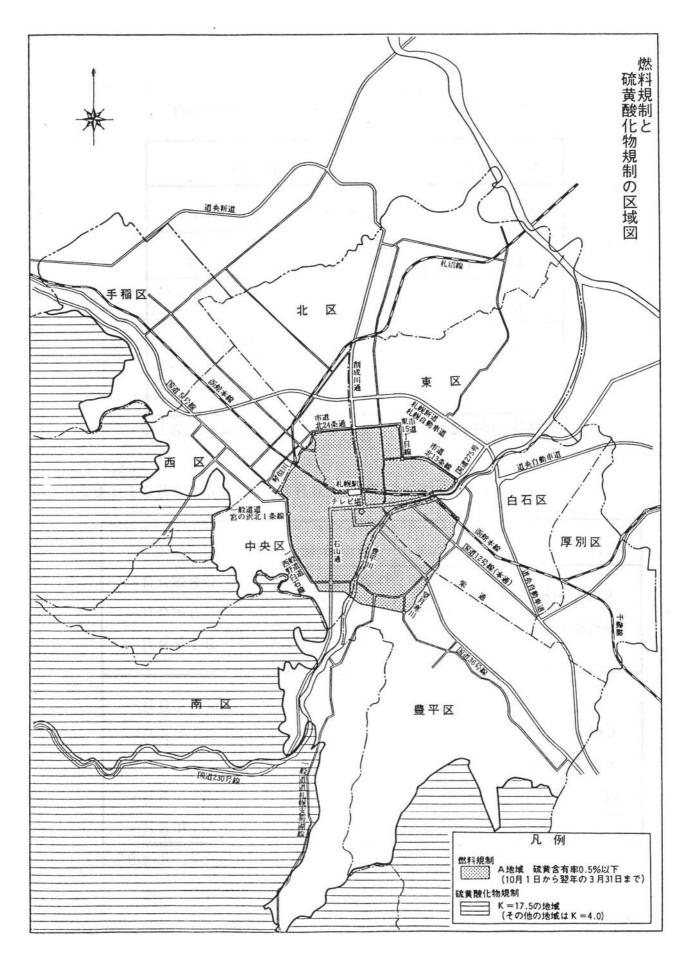


図 1-1-1 燃料規制と硫黄酸化物規制の区域

# (4) 窒素酸化物の規制基準

窒素酸化物の濃度は次の式により算出する。

$$C = \frac{21 - 0n}{21 - 0s} \times Cs$$

C: 窒素酸化物の濃度[ppm] On: 表中の On 値に掲げる値[%]

0s: 排出ガス中の酸素の濃度[%](20%を超える場合は20%とする)

Cs: 窒素酸化物の実測値[ppm]

表 1-1-5 窒素酸化物の規制基準(抄)

	至示政[17]	♥ノ/死間7本当	142	<i>'</i>		7	規制基準	値 [ppm]	1			
第1の項 別表施行令別表	ばい煙発生施 設の種類 (注 1)	規模 最大排出 ガス量 [万 m³,√h] (注 2)	On [%]	昭和 48 年 8 月 9 日までに設 置された施設	昭和 48 年 8 月 10 日から昭和 50 年 12 月 9 日 までに設置さ れた施設	昭和50: ら昭和5 までに記 昭和52 ら昭和5	年12月10日か 52年6月17日 設置された施設 年6月18日か 52年9月9日ま 置された液体燃	昭和 52 年 18 日から 54 年 8 月 までに設 れた施設	E6月 の昭和  9日  置さ	昭和54年8 10日から昭 58年9月9 までに設置 れた施設	和 日	昭和58年9月 10 日以降に設 置された施設
	ガス専焼	4~10	5	130	130		130	100	)	100		100
	ボイラー	1~4	5	150	150		130	130		130		130
1	71.12	1 未満	5	150	150		150	150		150		150
(注3)	固体燃焼	4~10	6	450	350		300	300		300		250(注14)
(注 4)	ボイラー	0.5~4	6	450	380		350	350		350		350
(注 5)		0.5 未満	6	480	480		480	380		380		350
(注6)	液体燃焼	4~10	4	190	180		150	150		150		150
	ボイラー	1~4	4	230	230		150	150		150		150
		1 未満	4	250	250		250	180	)	180		180
2	ガス発生炉・ 加熱炉(注 7)	_	7	170	170		170	170	)	150		150
5	金属溶解炉 (注 8)	_	12	200	200		200	200	)	180		180
6	金属加熱炉	0.5~1	11	170	170		170	150	)	150		150
0	(注 9)	0.5 未満	11	200	200		200	180	)	180		180
9	窯業製品 製造用焼成炉 (注 10)	_	15	200	200		200	200	)	180		180
10	反応炉・直火炉 (注 11)	_	6	200	200		200	200	)	180		180
11	乾燥炉	_	16	250	250		250	250	)	230		230
13	廃棄物焼却炉 (連続炉) (注 12)	4以上 4未満	12	300	300		300	250 300		250		250
	廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4以上	12	_	_		_	250	1	250		250
				昭和 63 年 1 月 3 日までに設置され た施設		元年 7 でに設	平成元年 から平成 31 日ま された施	3年1月 でに設置	から <sup>五</sup> 31 日	3年2月1日 平成6年1月 までに設置 た施設		成6年2月1日 降に設置された 設
	ガス専焼 ガスタービン	4.5以上		_	70		7	0		70		70
29	(注 13)	4.5 未満	16	_	90		7	0		70		70
29	液体燃焼 ガスタービン	4.5以上	10	_	100		10	00		70		70
	(注 13)	4.5 未満		_	120		10	00		70		70
30	ディーゼル 機関(注 13)	シリンダー内径 400mm 以上	13	_	1600			.00		1200		1200
		400mm 未満		_	950		95	50		950		950
31	ガス機関 (注 13)	_	0	2000	2000		20	000		1000		600
32	ガソリン機関 (注 13)		0	2000	2000		20	000		1000		600

- (注1) 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。
- (注 2) 大規模なものは省略
- (注 3) 石炭、原油タールを燃焼するものは省略
- (注 4) 硫黄酸化物処理施設が付属している液体燃焼ボイラーは省略
- (注 5) 液体燃焼の水管、炉筒煙管ボイラーのうち昭和 52 年 9 月 10 日前に設置された排出ガス量が 0.5 万  $\mathbf{m}^3_\mathrm{N}/\mathrm{h}$  未満の過負荷燃焼のものは、適用除外
- (注 6) 小型ボイラー (伝熱面積 10m² 未満かつ重油換算燃焼能力 50L/h 以上) に対する特則 ガス専焼ボイラー、灯油・軽油・A重油専焼ボイラー、既設ボイラー (昭和 60 年 9 月 9 日までに設置されたもの) は適用除外
- (注 7) 水素製造用 (天井バーナー燃焼方式のものに限る) は省略
- (注 8) キューポラは適用除外
- (注 9) ラジアントチューブ型、鍛接鋼管用は省略
- (注10) 石灰、セメント、耐火物原料及び耐火レンガ製造用は省略
- (注11) 硫酸カリウム、硫酸製造用反応炉は省略
- (注12) 浮遊回転燃焼式、特殊廃棄物は省略
- (注13) 非常用は適用除外
- (注 14) 昭和 62 年 3 月 31 日までに設置された施設は 300ppm

#### 表 1-1-6 小型ボイラーに対する規制

(単位:ppm)

	昭和60年9月10日から 平成2年9月9日までに設置	平成2年9月10日以降 に設置		
固体燃料ボイラー	350	350		
液体燃料ボイラー	300	260		

# (5) ばいじんの規制基準

# ア 大気汚染防止法

ばいじんの量は次の式により算出する。

$$C = \frac{21 - 0n}{21 - 0s} Cs$$

C: ばいじんの量[g/m³<sub>N</sub>] On: 表中の On 値に掲げる値[%]

Os: 排出ガス中の酸素の濃度[%] (20%を超える場合は 20%とする)

Cs: ばいじんの実測値 $[g/m^3_N]$ 

#### 表 1-1-7 ばいじんの規制基準(抄)

			排出ガス量	規制基準	値[g/m³ <sub>N</sub> ]	
番号	ばい煙発生施設	区分	[万 m³ <sub>N</sub> /h]	昭和57年5月31	昭和57年6月1日	On [%]
			(注 1)	日までに設置され た施設	以降に設置された 施設	[ [70]
			4以上	0.05	0.05	5
		ガス専焼	4 未満	0.10	0.10	5
	ボイラー	重油その他の液体	20 以上	0.07	0.05	4
1	(注 2)	燃料(黒液を除く)	4~20	0. 18	0. 15	4
1	(注 3)	専焼	1~4	0.25	0. 25	4
		ガス・液体燃料混 焼	1 未満	0.30	0.30	0s
		上記以外	_	0.30	0.30	0s
0	ガス発生炉		_	0.05	0.05	7
2	加熱炉	_	_	0.10	0.10	7
5	金属溶解炉	_	4 未満	0.20	0.20	0s
6	金属加熱炉	_	4未満	0. 25	0. 20	0s
9	窯業製品製造用 焼成炉・溶融炉(注 4)	焼成炉	4 未満	0. 25	0. 25	0s
10	無機化学工業品・食料品製 造用反応炉・直火炉(注 5)	_	4 未満	0.20	0. 20	0s
		骨材乾燥炉	2以上	0.50	0.50	16
11	乾燥炉(注 6)		2 未満	0.60	0.50	16
11	中心疾が(在 0)	   その他	1~4	0.30	0.20	16
		-C 07 IE	1 未満	0.35	0. 20	16
12	銑鉄等製造用電気炉(注7)	_	_	0.10	0.10	0s
				平成10年6月30 日までに設置され た施設	平成10年7月1日 以降に設置された 施設	
		焼却能力4t/h以上	_	0.08	0.04	12
13	廃棄物焼却炉	燒却能力 2~4t/h	_	0. 15	0.08	12
	-	焼却能力2t/h未満	_	0.25	0. 15	12
				昭和63年1月31 日までに設置され た施設	昭和63年2月1日 以降に設置された 施設	
29	ガスタービン(注 8)	_	_	_	0.05	16
30	ディーゼル機関(注8)	_	_	_	0.10	13
31	ガス機関(注 8)	_	_	0.05	0.05	0

- (注 1) 大規模なものは省略(注 2) 小型ボイラー(伝熱面積 10m²未満かつ重油換算能力 50L/h 以上)に対する特則 ガス専焼ボイラー、灯油・軽油・A重油専焼ボイラー、既設ボイラー(昭和60年9月9日までに設置されたもの)は適用除外
- (注3) 黒液燃焼、石炭燃焼は省略
- (注4) 石灰、セメント、耐火レンガ又は耐火物原料製造用焼成炉、溶融炉は省略
- (注5) 活性炭製造用反応炉は省略
- (注 6) 直接熱風乾燥炉では 0n は適用猶予
- (注7) 合金鉄及びカーバイド製造用電気炉は省略
- (注8) 非常用は適用猶予

#### 表 1-1-8 小型ボイラーに対する規制

(単位:g/m³<sub>N</sub>)

	昭和 60 年 9 月 10 日から 平成 2 年 9 月 9 日までに設置	平成2年9月10日以降に設置
液体燃料	0. 50	0.30
固体燃料	0. 50	0.30

#### 札幌市生活環境の確保に関する条例 イ

#### 表 1-1-9 ばいじんの規制基準(抄)

		規制基準値[g/m³N]				
ばい煙発生施設	区分	平成 11 年 6 月 30 日まで に設置された施設	平成11年7月1日から平成 15年2月25日までに設置さ れた施設	平成15年2月26日以 降に設置された施設		
	ガス専焼	0. 10				
ボイラー	液体燃料	(	0.30			
	固体燃料	0.80		0.80		0.30
廃棄物焼却炉	_	0. 25 0. 15				